

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		養育支援訪問事業			事業コード	2097
担当課等	所属名	市保健所 健康推進課			担当係名	
	課長名	健康推進課 津志田 和彦	担当者名	市保健所 健康推進課 壽 真弓	電話番号	6214

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード 6
	基本事業	母子保健・予防の推進	コード 3		関連予算 費目名	一般会計 04款03項02目 保健活動事業(001-01)
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度			⇒ (開始年度 19年度～)	
事務事業の概要	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、養育に関する指導、助言等をし適切な養育の実施を確保する。					
根拠法令等	児童福祉法					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
少子化、核家族化・孤立化の社会情勢の中で、より積極的なアプローチが必要な「養育支援ケース」が増加傾向にある。平成17年4月から児童福祉法の改正により、虐待を含む要保護児童の相談窓口が市町村にも拡大され困難事例に対するより積極的な支援が求められている。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
産婦人科や小児科、関係機関等訪問依頼や、相談件数が増加しており、虐待等を含む妊婦から乳幼児とその家族への支援へのニーズが高まっている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
21年度から児童福祉法に位置づけられ実施が市町村に努力義務となった。また対象者も絞り込まれてきている。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. ハイリスク妊婦とその家族	単位	人
			B. 産後うつ、育児ノイローゼ等のケースとその家族	単位	人
			C. 乳幼児虐待(疑い含み)ケースと家族	単位	人
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. ハイリスク妊婦のうち訪問でかかった件数	単位	人
			B. 産後うつ、育児ノイローゼ等のうち継続訪問で関わった件数	単位	人
			C. 乳幼児虐待(疑い含み)のうち家庭訪問した件数	単位	人
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 妊婦健診受診率 【指標の性格: ● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
			B. 虐待に関する相談機関を知っている人の割合(乳幼児健診の受診者) 【指標の性格: ● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
			C. 産後うつ、育児ノイローゼ等の継続訪問対応割合 【指標の性格: ● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	3歳児健康診査受診率(単位:%) 妊婦健康診査受診率(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	ハイリスク妊婦とその家族	人	423	102	110	130	130	130	26年度 26
対象 指標B	産後うつ、育児ノイローゼ等のケースとその家族	人	111	69	70	93	95	95	26年度 26
対象 指標C	乳幼児虐待(疑い含み)ケースと家族	人	60	149	160	117	120	120	26年度 26
活動 指標A	ハイリスク妊婦のうち訪問でかかった件数	人	213	24	30	65	67	68	26年度 26
活動 指標B	産後うつ、育児ノイローゼ等のうち継続訪問で関わった件数	人	52	12	20	19	20	22	26年度 26
活動 指標C	乳幼児虐待(疑い含み)のうち家庭訪問した件数	人	90	212	220	241	241	245	26年度 26
成果 指標A	妊婦健診受診率	%	-	96.3	96.5	83.2	85.0	85.0	26年度 26
成果 指標B	虐待に関する相談機関を知っている人の割合(乳幼児健診の受診者)	%	35.2	-	80	75.0	77.0	80.0	26年度 26
成果 指標C	産後うつ、育児ノイローゼ等の継続訪問対応割合	%	90	17.4	20.0	20.0	21.1	23.2	26年度 26

⑩事務事業に係る事業費

[illegible]

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:		
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: ↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☒ 内部管理事務である ☐ その他		
有効性評価	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:		
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: ↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☒ その他		
効率性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容: 21年度から示されているガイドラインに基づき事業内容の精査が必要である。		
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容: 支援が必要な家族への関わりをしないことにより、問題がさらに大きくなる可能性が大きい。		
公平性評価	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	
	事業名:		
	※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？		
	統廃合・連携検討 ☐ できる ☐ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ 理由:		
公平性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: この事業は専門職の確保が必要であり、人件費の削減は事業の低下につながる。		
公平性評価	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 本事業の実施には、各分野の専門職が必要なため、人件費の確保は最低限必要である。		
公平性評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 受益機会は均等に与えられている。		
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 事業の性格上、受益者負担は馴染まない。		

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 21年度から児童福祉法に位置づけられ、市町村の努力義務となった。事業のガイドラインに添った体制で実施していく必要がある。職員に養育支援者の定義を周知するとともに、定期的に養育支援対象者や支援した人数などの報告をして対応者や対応数を明確化する必要がある。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) ガイドラインに添った事業展開をするためには、訪問支援員の他に育児・家事援助者の確保も必要となり、今後それらの整備に向けての検討を、関係各課との密接な連携を図りながら検討する必要がある。また、委託もできるが、現状では、委託先はない。

5. 課長意見

一次評価	(1) 一次評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点) 高齢、核家族化等複雑な社会環境の中で、本事業が対象とする「養育支援ケース」がますます増加の傾向にある。国の策定したガイドラインに沿って、関係部署それぞれの役割明確にた実施体制を組み、連携を密にしながら進める必要がある。
	① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり		
今後の方向性と改革改善案	(3) 今後の事務の方向性(改革改善案)		
	☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携		

方向付けの理由と改革改善の内容

支援対象によっては複雑、事案の複合的なケースも考えられることから、総合的な対応が必要で事業実施の中核となる部署と調整機関である子どもを守る地域ネットワークの十分な連携が重要となっている。